

地場産品販路開拓支援事業補助金のご案内

～ 展示会や物産展などに出展する際にご活用ください ～

佐渡市では、市内の優れた製品の市場開拓や、新製品等の販路拡大を支援するため、国内外で開催される見本市・商談会等に出展した際に、出展に要する経費の一部を補助します。

補助対象者、補助対象経費、補助率など

事業目的	新製品の情報発信、販路開拓、同業種及び異業種との交流拡大、消費者等の情報確保
補助対象者	市内に工場又は事業所を有する者 ※市税等の滞納がない者に限ります。
補助対象経費	①出展小間料（ブース代）、②小間装飾料、③製品運送料、④基本工事料、 ⑤光熱水道料、⑥旅費のうち船賃、宿泊費 ※⑥については、1回につき2人分までを上限とします。
補助率	補助対象経費の50%以内（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	1回につき見本市・商談会等は20万円、物産展は10万円 ※同一年度に1事業所3回までとします。
事業期間	交付決定日から当該年度末まで
その他	市内で開催されるものや、開催期間が8日を超えるものは、対象外です。

申請方法について

事業に着手する前に、以下の関係書類を佐渡市地域振興商工振興係へ提出してください。なお、事前に申請をいただかないと補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

■提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書及び収支予算書
- ③見本市・商談会等の開催案内等
- ④誓約書
- ⑤納税証明書（佐渡市提出用）

※やむを得ない理由により、補助金交付決定前に補助事業に着手する場合は、補助金交付決定前着手届を事前に提出してください。

実績報告書の提出について

事業が完了して20日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、以下の関係書類を佐渡市役所地域振興課商工振興係へ提出してください。

■提出書類

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③補助対象経費の領収書等の写し

※支払いが確認できない場合、補助対象経費として認められません。

- ④出展報告レポート



お問い合わせ先

佐渡市役所 産業観光部 地域振興課 商工振興係 TEL 63-4152

佐渡市ホームページ <http://www.city.sado.niigata.jp/> でもご紹介しています。